

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、保育所保育指針について、厚生労働大臣が定めると規定されていたものが、内閣総理大臣が定めるものへ改正されたため、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育の内容)</p> <p>第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>